

2018年9月1日

文部科学省初等中等教育局長  
様

生活やものづくりの学びネットワーク  
世話人代表 日本家庭科教育学会会長 荒井紀子

## 家庭科、技術・家庭科教育充実のための要望書

「生活やものづくりの学びネットワーク」は、2010年9月に、人間性を培う「生活やものづくりの学び」の重要性を広く世間に訴えるとともに、小・中・高等学校における家庭科、技術・家庭科の充実を図ることを目指して設立された団体です。日本家庭科教育学会をはじめ、全国家庭科教育協会、一般社団法人日本家政学会、日本消費者教育学会など12の団体会員と会の趣旨に賛同した個人会員で構成され、各団体の代表が世話人として活動をしています。

本年3月には高等学校の新学習指導要領が公示され、小学校から高等学校の各段階において育成を目指す資質・能力が整理されました。家庭科は、生徒が家庭や社会の生活課題に関心を持ち、生活をより良くするための力を身に付けるため、家族や衣食住のほか、消費者や持続可能な環境への判断力、実践力の育成を目指しています。

本年6月成立の「18歳成年」（2022年4月から施行）に伴い、これまで以上に高等学校における消費者教育や生活設計教育などが重要になっており、家庭科教育の果たす役割が大きくなっているといえます。

新たに成年となる若者の消費者教育を学ぶ権利、及び消費者被害に遭わない権利を守り、家庭科や技術・家庭科教育の充実と、生活にかかわる生徒の学びの保障のために下記について要望します。

### 記

1. 「成年年齢の18歳への引き下げ」に対応し、高等学校家庭科は、消費者教育の中でも「契約」「義務と権利」などに関する内容を高校2年までに指導する必要があり、「家庭基礎」を「第1学年又は第2学年で履修させること」と学習指導要領に明記することを要望する。

成年年齢の引き下げにより、高校生は3年生の段階で成年に達し、単独で契約を締結することができることも親権に服することがなくなります。こうした事態に対応し消費者被害の拡大防止のために、家庭科における消費者教育の実施と充実が求められております。教育を実効性のあるものにするため、高校生には成年前の高校2年生までに家庭科を履修させ、必要な知識を身につけさせることが必要です。

- 1 学習指導要領に示された家庭科、技術・家庭科の指導ができる教員を養成し配置するのは、国の責任であることから、全ての中学校において基本的に教科の免許を所持した教員が指導できるよう教職員定数に関わる法制度の改善を要望する。

平成29年12月18日に設置された「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」第4回資料によると、中学校における平成28年度の免許外教科担当の許可件数は、合計7190件中「技術科」2146件(29.8%)、家庭科2181件(30.3%)と極端に多く、また、全日本中学校長会の調査結果(平成29年5月)によると、技術科の74%、家庭科の82%が免許外教科担当者であるとの報告がなされています。このような状況は、もはや「教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障」する「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が機能していないと言わざるをえません。全ての中学校において、基本的に教科の免許を所持した教員が指導できるよう法制度を改善することを要望します。